産業連関表作成基本フレーム

1 期間、対象及び記録の時点

- (1) 平成12年1年間の富山県内における財・サービスの生産活動及び取引活動を対象とする。
- (2) 記録の時点は、原則として「発生主義」による。

2 評価方法

- (1) 取引活動の大きさは、「金額」で評価する。
- (2) 生産額は、「実際価格」にもとづく「生産者価格」で評価する。
- (3) 輸出入品は、普通貿易の輸入はCIF価格(運賃・保険料を含んだ価格)に関税及び輸入 品商品税を加えた価格、普通貿易の輸出はFOB価格(商業マージン及び国内貨物運賃込み の価格)から港までの流通マージンを差し引いた価格評価である。

3 取引基本表の構造

- (1) 生産者価格評価表とする。
- (2) 移輸入の取扱いは、地域内競争移輸入型とする。
- (3) 消費税の評価方法は、各取引額に消費税額を含むいわゆる「グロス表示」である。 なお、各産業の納税額は、粗付加価値部門の「間接税」に含めている。
- (4) 屑・副産物の取扱いは、原則として「マイナス投入方式」による。

4 部門分類

部門分類は、原則としてアクティビティベース(生産技術単位)とする。

基本分類 行515部門、列403部門 (作業用)

結合中分類 103部門 (公表)

結合大分類 32 部門 (公表)

なお、産業連関表説明用ひな型として13部門表(公表)も作成する。

5 特殊な扱い

(1) コスト運賃とコスト商業

通常の流通経費とは別に、直接的な費用として処理される特別な商業活動及び運輸活動があり、これらの諸経費については、「コスト商業」及び「コスト運賃」として、各列部門の生産活動に要したコストとして、それぞれ行部門の「商業」及び「運輸」との交点に計上する。

(2) 次の部門について、帰属計算を行う。

金融部門

生命保険及び損害保険

減価償却を行っていない道路・ダム等の社会資本や政府建物についての減価償却分(社 会資本等減耗)

持家住宅及び給与住宅に係る住宅賃貸料

(3) 次の部門について、仮設部門を設ける。

事務用品

鉄屑、非鉄金属屑及び古紙

(4) 物品賃貸業、不動産賃貸業、労働者派遣サービスについては、所有者主義で推計する。

6 前回(7年表)との変更点

- (1) 部門の新設・統合・分割
 - ア 「畜産」と「養蚕」を「畜産」に統合(基本分類)
 - イ 「住宅賃貸料」を「住宅賃貸業」と「住宅賃貸業 (帰属家賃)」に分割 (103部門)
 - ウ 「再生資源回収・加工処理」の新設(103部門)
 - エ 平成 12 年 4 月からの介護保険制度の導入に伴い、「介護)」の新設(103 部門)
- (2) 93SNAへの対応

国際連合が1993年に勧告した国民経済計算体系(93SNA)の趣旨を踏まえ、従来資本減耗計算を行っていなかった道路・ダム等の社会資本減耗に関しても資本減耗の計算を行い、公務等の資本減耗引当に計上し、一般政府支出に産出する。

7 その他

本書に記載していない概念・定義・範囲等、産業連関表作成にあたって必要な事項は、「平成 12年(2000年)産業連関表 - 総合解説編 - 」(総務省)に準拠する。